

○鳥取県警察の警察手帳の取扱いに関する訓令

(平成 14 年 9 月 20 日本部訓令第 20 号)

改正 平成 31 年 4 月 26 日本部訓令第 10 号 令和 2 年 12 月 1 日本部訓令第 20 号

鳥取県警察の警察手帳の取扱いに関する訓令を次のように定める。

(目的)

第 1 条 この訓令は、警察手帳規則(昭和 29 年国家公安委員会規則第 4 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、鳥取県警察における警察手帳の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(貸与)

第 2 条 鳥取県警察の警察官及び交通巡視員(以下「警察官等」という。)には、警察手帳を貸与するものとする。

2 警察手帳の貸与の責任者は、警務部警務課長(以下「警務課長」という。)とする。

(保管管理)

第 3 条 警察官等は、警察手帳を丁寧に取り扱うとともに、適正な保管管理に努めなければならない。

2 警察手帳本体の証票入れには証票以外の物を、名刺入れには名刺以外のものを収めてはならない。

(事故報告)

第 4 条 警察官等は、警察手帳の盗難被害に遭い、又は警察手帳を紛失、滅失等したときは、直ちに所属長に報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた所属長は、その状況を調査し、警察手帳事故報告書(様式第 1 号)により、警察本部長(以下「本部長」という。)に直ちに報告しなければならない。

(保管)

第 5 条 所属長は、休職、停職等の理由により警察手帳を携帯する必要がないと認めるときは、一定期間、所属の警察官等の警察手帳を保管することができる。

(再貸与)

第 6 条 警察官等は、次の各号に掲げる場合には、所属長に対して警察手帳の本体、証票又は記章の再貸与を申請しなければならない。

(1) 第 4 条第 1 項の事故があったとき

(2) 警察手帳の本体、証票若しくは記章を毀損し、又は汚損したとき。

(3) 昇任、改姓等により証票の記載事項に変更を生じたとき。

(4) その他必要があると認められるとき。

2 前項の申請を受けた所属長は、警察手帳等再貸与申請書(様式第 2 号)により、速やかに警務課長に再貸与申請をしなければならない。

(返納)

第7条 警察手帳の本体、証票又は記章の再貸与を受けたときは、これと引換えに従前の警察手帳の本体、証票又は記章を所属長を経て警務課長に返納しなければならない。

なお、再貸与を受けた後、紛失又は盗難等にかかる警察手帳の本体、証票又は記章を発見し、又は回復したときもまた同様とする。

2 警察官等は、その身分を失ったときは、警察手帳を速やかに所属長を経て、警務課長に返納しなければならない。

附 則

この訓令は、平成14年10月1日から施行する。

附 則(平成31年4月26日本部訓令第10号)

この訓令は、元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行の日から施行する。

附 則(令和2年12月1日本部訓令第20号)

この訓令は、令和2年12月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

警察手帳事故報告書

[別紙参照]

様式第2号(第6条関係)

警察手帳等再貸与申請書

[別紙参照]

様式第 1 号（第 4 条関係）

鳥取県警察本部長 殿			発第 年 月 日 号
警察手帳事故報告書			所属長
事 故 の 年 月 日			
事 故 の 場 所			
被 貸 与 者	官 職 （ 分 掌 ）		
	階 級 ・ 氏 名 ・ 年 齢		
	採 用 年 月 日		
警 察 手 帳 番 号 等			
事 故 発 生 状 況			
事 案 に 対 す る 措 置 等			
そ の 他 参 考 事 項			

注 不要な欄（文字）は、抹消すること。

様式第2号（第6条関係）

警察手帳等再貸与申請書

申請者	所 属	職 名	氏 名
申請年月日	年 月 日		
申請品			
申請理由			
所属長の副申	発第 号 年 月 日		
	警務部警務課長 殿 所属長 上記の申請について実地に調査したところ、申請のとおり相違ないので再貸与されるよう副申する。		
	上記のとおり新品を受領しました。 年 月 日 申請者署名		